

職員の退職手当の支給等に関する規則及び職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第56号

職員の退職手当の支給等に関する規則及び職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の退職手当の支給等に関する規則(昭和50年岩手県規則第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例(昭和28年岩手県条例第40号。以下「条例」という。)第5条の2、第6条の4、第6条の5、<u>第8条</u>、第10条、<u>第12条の2</u>、<u>第12条の3</u>、<u>第14条及び附則第26項</u>の規定により、職員の退職手当の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(基礎在職期間)</p> <p>第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1) <u>条例第7条の2第6項</u>に規定する場合における条例第7条第6項に規定する移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間</p> <p>(2)~(5) [略]</p> <p>(<u>条例第8条第2項第2号に規定する規則で定める者</u>)</p> <p><u>第3条の8 条例第8条第2項第2号に規定する規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたものとする。</u></p> <p>(条例第10条第1項に規定する規則で定める理由)</p> <p>第9条 条例第10条第1項に規定する規則で定める理由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 疾病又は負傷(<u>条例第10条第8項第3号</u>の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(基本手当に相当する退職手当の支給調整)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例(昭和28年岩手県条例第40号。以下「条例」という。)第5条の2、第6条の4、第6条の5、第10条、<u>第11条及び第21条</u>の規定により、職員の退職手当の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(基礎在職期間)</p> <p>第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1) <u>条例第8条第4項</u>に規定する場合における条例第7条第6項に規定する移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間</p> <p>(2)~(5) [略]</p> <p>(<u>条例第10条第1項に規定する規則で定める理由</u>)</p> <p>第9条 条例第10条第1項に規定する規則で定める理由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 疾病又は負傷(<u>条例第10条第11項第3号</u>の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該支給に係る疾病又は負傷を除く。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(基本手当に相当する退職手当の支給調整)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合</p>

には、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1)～(4) [略]

3・4 [略]

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第15条 受給資格者は、条例第10条第7項第1号に掲げる場合に該当し、基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするとき、又は同条第8項第1号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として若しくは同項第2号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、請求書に公共職業訓練等受講証明書(様式第13号)及び受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。第10条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 [略]

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)

第16条 受給資格者は、条例第10条第8項第3号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給申請書(様式第14号)に受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。

2～4 [略]

(就業促進手当に相当する退職手当の支給手続)

第17条 受給資格者は、条例第10条第8項第4号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、同号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当(以下「就業手当」という。)に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号ア)に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当(以下「再就職手当」という。)に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号イ)に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当」という。)に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書(様式第16号)にそれぞれ受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。

2～4 [略]

には、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1)～(4) [略]

(5) 条例第10条第7項又は第8項の規定による退職手当(以下「特例一時金に相当する退職手当」という。)

3・4 [略]

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第15条 受給資格者は、条例第10条第10項第1号に掲げる場合に該当し、基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするとき、又は同条第11項第1号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として若しくは同項第2号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、請求書に公共職業訓練等受講証明書(様式第13号)及び受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。第10条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 [略]

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)

第16条 受給資格者は、条例第10条第11項第3号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給申請書(様式第14号)に受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。

2～4 [略]

(就業促進手当に相当する退職手当の支給手続)

第17条 受給資格者は、条例第10条第11項第4号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、同号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当(以下「就業手当」という。)に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号ア)に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当(以下「再就職手当」という。)に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号イ)に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当」という。)に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書(様式第16号)にそれぞれ受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。

2～4 [略]

( 移転費に相当する退職手当の支給手続 )

第19条 受給資格者は、条例第10条第8項第5号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、移転費に相当する退職手当支給申請書(様式第17号)に受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。この場合において、親族を随伴して移転するときは、その親族がその者により生計を維持されている者であることを証明することができる書類を添えなければならない。

2～5 [略]

( 広域求職活動費に相当する退職手当の支給手続 )

第20条 受給資格者は、条例第10条第8項第6号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書(様式第18号)を任命権者に提出しなければならない。

2～5 [略]

( 受給資格者証等の提出 )

第21条 受給資格者証又は在職証の交付を受けた者が条例第10条第1項に規定する期間内(在職証の交付を受けた者にあつては、当該在職証に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内)に条例第2条に規定する職員となった場合においては、当該受給資格者証又は在職証を新たに所属することとなった任命権を有する者(以下「新任命権者」という。)に提出しなければならない。

2 [略]

( 準用 )

第24条 [略]

( 移転費に相当する退職手当の支給手続 )

第19条 受給資格者は、条例第10条第11項第5号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、移転費に相当する退職手当支給申請書(様式第17号)に受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。この場合において、親族を随伴して移転するときは、その親族がその者により生計を維持されている者であることを証明することができる書類を添えなければならない。

2～5 [略]

( 広域求職活動費に相当する退職手当の支給手続 )

第20条 受給資格者は、条例第10条第11項第6号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書(様式第18号)を任命権者に提出しなければならない。

2～5 [略]

( 受給資格者証等の提出 )

第21条 受給資格者証又は在職証の交付を受けた者が条例第10条第1項に規定する期間内(在職証の交付を受けた者にあつては、当該在職証に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内)に条例第1条の2に規定する職員となった場合においては、当該受給資格者証又は在職証を新たに所属することとなった任命権を有する者(以下「新任命権者」という。)に提出しなければならない。

2 [略]

( 特例受給資格者証の交付 )

第23条の2 任命権者は、退職者が特例一時金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有している場合には、失業者の退職手当特例受給資格者証(様式第20号の2。以下「特例受給資格者証」という。)をその者に交付するとともに、失業者の退職手当特例支給台帳(様式第20号の3)を備え、所要の記載をしなければならない。

( 準用 )

第24条 [略]

2 第8条前段、第11条第2項、第13条第1項、第21条及び第22条の規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、第8条前段及び第11条第2項(第1号を除く。)中「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、第8条前段、第11条第2項、第13条第1項及び第22条第1項中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第25条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する請求書は、管轄公共職業安定所の長の失業の証明を受けたものでなければならない。この場合において、条例第10条第5項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条において準用する第13条第1項の規定による失業の証明を受けた後、条例第10条第6項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条において準用する第8条の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給資格者証を提出した上、失業の証明を受けるものとする。

4 [略]

(一時差止処分を行う場合の手続等)

第26条 条例第12条の2第2項の規定による通知は、退職手当支給一時差止処分書(様式第22号)により行うものとする。

2 条例第12条の2第9項に規定する説明書の交付は、処分説明書(様式第23号)により行うものとする。

第8条前段中「第6条」とあるのは「第23条の2」と、第8条前段、第13条第1項、第21条及び第22条中「受給資格者証」とあるのは「第23条の2に規定する特例受給資格者証」と、第11条第2項及び第13条第1項中「第10条第1項」とあるのは「第10条第7項」と、第11条第2項第1号中「基本手当、高年齢求職者給付金」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、第21条第1項中「条例第10条第1項に規定する期間内(在職証の交付を受けた者にあつては、当該在職証に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内)に」とあるのは「当該特例受給資格者証又は在職証に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第25条 [略]

2 [略]

3 請求書は、管轄公共職業安定所の長の失業の証明を受けたものでなければならない。この場合において、条例第10条第5項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条第1項において準用する第13条第1項の規定による失業の証明を受けた後、条例第10条第6項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条第1項において準用する第8条前段の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給資格者証を提出した上、失業の証明を受けるものとする。

4 [略]

(特例一時金に相当する退職手当の支給手続等)

第26条 特例一時金に相当する退職手当で条例第10条第7項の規定によるものは、当該特例受給資格者が第24条第2項において準用する第8条前段の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 特例受給資格者が特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、特例一時金に相当する退職手当請求書(様式第22号。次項において「請求書」という。)に特例受給資格者証及び再就職に関する申立書を添えて任命権者に提出しなければならない。

3 請求書は、管轄公共職業安定所の長の失業の証明を受けたものでなければならない。この場合において、条例第10条第7項の規定による退職手当に係る場合にあつては第24条第2項において準用する第13条第1項の規定による失業の証明を

受けた後、条例第10条第8項の規定による退職手当に係る場合にあっては第24条第2項において準用する第8条前段の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、特例受給資格者証を提出した上、失業の証明を受けるものとする。

4 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に特例受給資格者となった場合には、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数（条例第10条第7項の規定による退職手当に係る場合にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後  
に特例一時金に相当する退職手当を支給する。  
（一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情）

第27条 条例第12条の2第10項の規定による通知は、一時差止処分を行おうとする場合にあっては、一時差止処分の実施に関する通知書（様式第24号）により行わなければならない。

第27条 条例第11条第1項に規定する規則で定める事情は、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響とする。

2 条例第12条の2第10項の規定による通知は、一時差止処分を取り消した場合にあっては、一時差止処分の取消しに関する通知書（様式第25号）に退職手当支給一時差止処分書及び処分説明書の写しを添えて、速やかに行わなければならない。  
（退職手当の返納に関する通知）

（退職手当の支給制限を行う場合の通知）

第28条 条例第12条の3第2項の規定による通知は、同条第1項に規定する刑の確定後速やかに退職手当返納命令書（様式第26号）により行うものとする。

第28条 条例第11条第2項（条例第13条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、退職手当支給制限処分書（様式第23号）により行うものとする。  
（退職手当の支払の差止めを行う場合の通知）

第29条 条例第12条第1項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第11条第2項の規定による通知は、退職手当支払差止処分書（条例第12条第1項該当）（様式第24号）により行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定に基づく処分に係る同条第10項において準用する条例第11条第2項の規定による通知は、退職手当支払差止処分書（条例第12条第2項該当）（様式第25号

により行うものとする。

3 条例第12条第3項の規定に基づく処分に係る同条第10項において準用する条例第11条第2項の規定による通知は、退職手当支払差止処分書（条例第12条第3項該当）（様式第26号）により行うものとする。

（退職手当の返納命令を行う場合の通知）

第30条 条例第14条第6項又は第15条第2項において準用する条例第11条第2項の規定による通知は、退職手当返納命令書（様式第27号）により行うものとする。

（条例第16条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知）

第31条 条例第16条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知は、職員の退職手当に関する条例第16条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書（様式第28号）により行うものとする。

（退職手当に相当する額の納付命令を行う場合の通知）

第32条 条例第16条第7項において準用する条例第11条第2項の規定による通知は、退職手当相当額納付命令書（様式第29号）により行うものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第5号（第1面）中「退職時に支給された退職手当」を「退職時に支払われた一般の退職手当等の額」に改め、同様式（第2面）を次のように改める。

別紙

退職事由		公共職業安定所記載欄
退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があるので、適切に記入してください。		
任命権者記載欄	退職者記載欄	
		1 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの
		2 定年又は任用期間満了によるもの
		(1) 定年による退職（定年 歳）
		(2) 任用期間満了による退職
		3 任命権者からの働きかけによるもの
		(1) 懲戒免職等処分
		(2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分
		(3) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定に基づく免職又

	<p>はこれに準ずる処分</p> <p>(4) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職</p> <p>(6) 非違によることなく勸奨を受けての退職</p> <p>4 職場における事情に起因するもの</p> <p>(1) 勤務公署の移転により通勤することが困難となったための退職</p> <p>(2) 公務上の傷病による退職</p> <p>5 職員の個人的な事情に起因するもの</p> <p>(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等</p> <p>(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要</p> <p>(3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)</p> <p>(4) 配偶者等との別居生活の継続困難</p> <p>(5) 転居による通勤困難(新住所： )</p> <p>(6) その他(具体的に )</p> <p>6 その他(1から5までのいずれにも該当しない場合)</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>具体的事情記載欄(任命権者用)</p> </div>

(第2面)

様式第5号(第3面)中「退職時支給した一般の退職手当の額」を「退職時に支払った一般の退職手当等の額」に、「予告を受けない退職者の退職手当を支給した場合にはその額を、一般の退職手当を支給しなかった場合にはその理由を、」を「一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合には、その旨を」に改める。

様式第6号(第1面)中「退職時に支給された退職手当」を「退職時に支払われた一般の退職手当等の額」に改め、同様式(第2面)を次のように改める。

別紙

退 職 事 由	
	<p>1 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの</p> <p>2 定年又は任用期間満了によるもの</p> <p>(1) 定年による退職(定年 歳)</p> <p>(2) 任用期間満了による退職</p> <p>3 任命権者からの働きかけによるもの</p> <p>(1) 懲戒免職等処分</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分</p> <p>(3) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分</p>

	(4) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職
	(5) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職
	(6) 非違によることなく勸奨を受けての退職
	4 職場における事情に起因するもの
	(1) 勤務公署の移転により通勤することが困難となったための退職
	(2) 公務上の傷病による退職
	5 職員の個人的な事情に起因するもの
	(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等
	(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要
	(3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)
	(4) 配偶者等との別居生活の継続困難
	(5) 転居による通勤困難(新住所: )
	(6) その他(具体的に )
	6 その他(1から5までのいずれにも該当しない場合)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           具体的事情記載欄         </div>

(第2面)

様式第19号(第1面)中「退職時に支給された退職手当」を「退職時に支払われた一般の退職手当等の額」に改め、同様式(第2面)を次のように改める。

別紙

退職事由		公共職業安定所記載欄
退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があるので、適切に記入してください。		
任命権者記載欄	退職者記載欄	
	1 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの 2 定年又は任用期間満了によるもの (1) 定年による退職(定年 歳) (2) 任用期間満了による退職 3 任命権者からの働きかけによるもの (1) 懲戒免職等処分 (2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分 (3) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分 (4) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該	



	<p>当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職</p> <p>(6) 非違によることなく勸奨を受けての退職</p> <p>4 職場における事情に起因するもの</p> <p>(1) 勤務公署の移転により通勤することが困難となったための退職</p> <p>(2) 公務上の傷病による退職</p> <p>5 職員の個人的な事情に起因するもの</p> <p>(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等</p> <p>(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要</p> <p>(3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)</p> <p>(4) 配偶者等との別居生活の継続困難</p> <p>(5) 転居による通勤困難(新住所: )</p> <p>(6) その他(具体的に )</p> <p>6 その他(1から5までのいずれにも該当しない場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>具体的事情記載欄(任命権者用)</p> </div>
--	---

(第2面)

様式第19号(第3面)中「退職時支給した一般の退職手当の額」を「退職時に支払った一般の退職手当等の額」に、「予告を受けない退職者の退職手当を支給した場合にはその額を、一般の退職手当を支給しなかった場合にはその理由を、」を「一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合には、その旨を」に改める。

様式第20号表中「退職時に支給された退職手当」を「退職時に支払われた一般の退職手当等の額」に改め、同様式裏を次のように改める。

別紙

裏

退 職 事 由	
	<p>1 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの</p> <p>2 定年又は任用期間満了によるもの</p> <p>(1) 定年による退職(定年 歳)</p> <p>(2) 任用期間満了による退職</p> <p>3 任命権者からの働きかけによるもの</p> <p>(1) 懲戒免職等処分</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分</p> <p>(3) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分</p> <p>(4) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該</p>

		<p>当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職</p> <p>(6) 非違によることなく勸奨を受けての退職</p> <p>4 職場における事情に起因するもの</p> <p>(1) 勤務公署の移転により通勤することが困難となったための退職</p> <p>(2) 公務上の傷病による退職</p> <p>5 職員の個人的な事情に起因するもの</p> <p>(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等</p> <p>(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要</p> <p>(3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)</p> <p>(4) 配偶者等との別居生活の継続困難</p> <p>(5) 転居による通勤困難(新住所: )</p> <p>(6) その他(具体的に )</p> <p>6 その他(1から5までのいずれにも該当しない場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>具体的事情記載欄</p> </div>
--	--	---

様式第20号の次に次の2様式を加える。

様式第20号の2(第23条の2関係)

失業者の退職手当特例受給資格者証

年 月 日交付						支 給 番 号		
特例受給資格者	氏 名		性別		男・女	生年月日及び年齢		年 月 日 満 歳
	住所又は居所			勤 続 期 間			年 月	
	就 職 年 月 日	年 月 日	退 職 事 由	別紙のとおり。				
	退 職 年 月 日	年 月 日						
失業者の退職手当の算出の基礎	退職の月前6月間に支払った給与の総額					退職時に支払われた一般の退職手当等の額		円(B)
	1	給 料	円	給 付 日 数			日(C)	
	2	扶 養 手 当	円					
	3	住 居 手 当	円	失 業 者 の 退 職 手 当 額			円(D)	
	4	超 過 勤 務 手 当	円					
	5	手 当	円	失 業 者 の 退 職 手 当 日 額			円(E)	
	6	手 当	円					
	7	手 当	円	失業者の	A 180			円
8	手 当	円						

9	手当	円	退職手当の計算	基本手当の日額 円(E) C × E - B = D
10	手当	円		
計		円(A)		
上記の記載事項を確認する。 (退職した職員の氏名) 印				
退職時の勤務先		所在地		
		名称		
任命権者		印		
求職年月日	年月日	受給期限日	年月日	
待期満了年月日	年月日	失業の認定日	年月日	
管轄公共職業安定所		所在地		
		名称	公共職業安定所 印	
任命権者記載欄		公共職業安定所記載欄		
月・日	支給日数	支給金額	摘要	取扱者印
・				
・				
・				
・				
・				
・				

(第1面)

(A4)

別紙

退職事由 退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があるので、適切に記入してください。			
任命権者記載欄	退職者記載欄		公共職業安定所記載欄
		1 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの 2 定年又は任用期間満了によるもの (1) 定年による退職(定年 歳) (2) 任用期間満了による退職 3 任命権者からの働きかけによるもの (1) 懲戒免職等処分	

		<p>(2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分</p>
		<p>(3) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分</p>
		<p>(4) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職</p>
		<p>(5) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職</p>
		<p>(6) 非違によることなく勸奨を受けての退職</p>
		<p>4 職場における事情に起因するもの</p>
		<p>(1) 勤務公署の移転により通勤することが困難となったための退職</p>
		<p>(2) 公務上の傷病による退職</p>
		<p>5 職員の個人的な事情に起因するもの</p>
		<p>(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等</p>
		<p>(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要</p>
		<p>(3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)</p>
		<p>(4) 配偶者等との別居生活の継続困難</p>
		<p>(5) 転居による通勤困難(新住所: )</p>
		<p>(6) その他(具体的に )</p>
		<p>6 その他(1から5までのいずれにも該当しない場合)</p>
		<p>具体的事情記載欄(任命権者用)</p>

(第2面)

退職した職員の注意事項

- 1 欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職者記載欄の の中に 印を記入すること。
- 2 欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。
- 3 この証の交付を受けたときは、速やかに管轄公共職業安定所(住所又は居所を管轄する公共職業安定所をいう。)に出頭し、この証を提示して求職の申込みをすること。ただし、退職後管轄公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から起算して1年以内に再び職員となった場合には、この証を再就職した任命権者に提出すること。
- 4 この証は、特例一時金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから表面の受給期限日までは大切に保管すること。この証を紛失し、又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 5 特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、この証を関係書類に添えて任命権者に提出すること。
- 6 特例受給資格者は、あらかじめ指定された失業の認定日に管轄公共職業安定所に出頭し、この証を提示して失業の認定を受けること。
- 7 特例一時金に相当する退職手当の支給日は、原則として失業の認定日と同一の日であること。
- 8 偽りその他不正の行為によって特例一時金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、不正に受給した金額の返還と一定の金額の納付を命ぜられ、

又は処罰される場合があること。

9 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、失業の認定日に任命権者に届け出ること。

任命権者の記載心得

1 職員が退職した場合において、その職員が特例一時金に相当する退職手当を受ける資格を有するときは、任命権者は、この証に所定の事項を記載し、印を押した上で退職した職員に交付すること。

2 記載上の注意

欄には、この証を職員に交付した日を記載すること。

欄には、退職した職員の氏名を記載すること。

欄には、退職した職員の性別について男女のいずれかに 印を付すること。

欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。

欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。

欄には、退職した職員の 欄から 欄までの退職手当の計算の基礎となった勤続期間及び職員の退職手当に関する条例第10条第2項の規定によって通算される期間の合計期間を記載すること。

欄には、退職した職員の退職前引き続いて職員等として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。

欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。

欄には、退職の主たる事由を一つ選択し、任命権者記載欄の に 印を記入の上、具体的事情記載欄（任命権者用）に具体的事情を記入すること。

欄には、退職した職員の退職の月前の最後の6月間に支払われた給与の総額を給与の種類別に記載すること。

欄には、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載すること。なお、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合には、その旨を「任命権者記載欄」に記載すること。

欄には、この証を交付する所属課公所等の所在地、電話番号及び名称を記載すること。

欄には、任命権者の氏名を記載し、その印を押すこと。

(第3面)

様式第20号の3（第23条の2関係）

表

失業者の退職手当特例支給台帳

特例受給資格者証番号				特例受給資格者証交付年月日		年 月 日	
特例受給資格者	氏 名			性 別	男・女	生年月日及び年齢	年 月 日 満 歳
	住所又は居所			勤 続 期 間		年 月	
	就 職 年 月 日	年 月 日	退職事由	別紙のとおり。			
	退 職 年 月 日	年 月 日					
失業者の退職手当の	退職の月前6月間に支払った給与の総額			退職時に支払われた一般の退職手当等の額		円(B)	
	1	給 料	円	給 付 日 数		日(C)	
	2	扶 養 手 当	円				
	3	住 居 手 当	円	失 業 者 の 退 職 手 当 額		円(D)	
4	超 過 勤 務 手 当	円					

算出の基礎	5	手当	円	失業者の退職手当日額	円(E)
	6	手当	円		
	7	手当	円	失業者の退職手当の計算	円
	8	手当	円		
	9	手当	円		
	10	手当	円		
	計			円(A)	基本手当の日額
				$C \times E - B = D$	
求職年月日	年 月 日	年 月 日	受給期限日	年 月 日	
待期満了年月日	年 月 日	年 月 日	失業の認定日及び支給日		
失業の証明を行う公共職業安定所	所在地				
	名称				
備考					
月・日	支給日数	支給金額	摘要	取扱者印	
・					
・					
・					
・					
・					
・					

(A4)

別紙

裏

退職事由	
	<p>1 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの</p> <p>2 定年又は任用期間満了によるもの</p> <p>(1) 定年による退職(定年 歳)</p> <p>(2) 任用期間満了による退職</p> <p>3 任命権者からの働きかけによるもの</p> <p>(1) 懲戒免職等処分</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分</p>

		(3) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定に基づく免職又はこれに準ずる処分
		(4) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職
		(5) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職
		(6) 非違によることなく勸奨を受けての退職
		4 職場における事情に起因するもの
		(1) 勤務公署の移転により通勤することが困難となったための退職
		(2) 公務上の傷病による退職
		5 職員の個人的な事情に起因するもの
		(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等
		(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要
		(3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)
		(4) 配偶者等との別居生活の継続困難
		(5) 転居による通勤困難(新住所: )
		(6) その他(具体的に )
		6 その他(1から5までのいずれにも該当しない場合)
		具体的事情記載欄

様式第22号から様式第26号までを次のように改める。

様式第22号(第26条関係)

特例一時金に相当する退職手当請求書

	特例受給資格者証番号	
退職年月日	年 月 日	
求職申込年月日	年 月 日	
待期満了年月日	年 月 日	
受給期限日	年 月 日	
失業の認定日	年 月 日	
金額		円
年 月 日から 年 月 日まで 日間失業していたことを証明する。		

年 月 日

公共職業安定所長 氏 名 印

職員の退職手当の支給等に関する規則第26条第2項の規定により、上記のとおり特例一時金に相当する退職手当を請求します。

年 月 日

住所又は居所

退職当時の所属名

氏 名 印

(任命権者) 様

取扱者印

注 意 事 項

この請求書には、特例受給資格者証及び再就職に関する申立書を添えること。

( A 4 )

様式第23号 ( 第28条関係 )

表

第 号  
年 月 日

様

( 退職手当管理機関 )

印

退職手当支給制限処分書

職員の退職手当に関する条例 第11条第1項  
第13条第1項  
第13条第2項 の規定に基づき、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

記

金 円

処分前の一般の退職手当等の額	円
処分後に支払われる一般の退職手当等の額	円

( 教 示 )

- この処分に不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって不服申立てをすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、不服申立てをすることができなくなります。
- この処分については、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する裁決又は決



定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 不要の文字は、抹消すること。

(A4)

裏

退職をした者の氏名			
採用年月日	年 月 日	勤 続 期 間	年 月
退職年月日	年 月 日		
退職時の所属名			
退職時の職名		退職時の給料月額	円 ( 職 級 号 給 )
支給制限処分の理由・懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由			
職員の退職手当の支給等に関する規則第27条に規定する事情に関し勘案した内容についての説明			

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第24号(第29条関係)

表

	第 号
	年 月 日
様	
	(退職手当管理機関) 印
退職手当支払差止処分書(条例第12条第1項該当)	

職員の退職手当に関する条例第12条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって不服申立てをすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、不服申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する判決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、  
に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

注 この処分書の文中空白の部分には、処分の取消しの申立てを受けるべき退職手当管理機関名を記載すること。

(A4)

裏

退職をした者の氏名			
採用年月日	年 月 日	勤続期間	年 月
退職年月日	年 月 日		
退職時の所属名			
退職時の職名		退職時の給料月額	円 (職級号給)
支払差止処分の理由			
(支払差止処分の取消し)			
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、支払を差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。			
1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合			
2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)			
3 この処分を行った者が、この処分の後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合			

表

第 号 年 月 日
様
(退職手当管理機関) <span style="float: right;">印</span>
退職手当支払差止処分書 (条例第12条第2項該当)
職員の退職手当に関する条例第12条第2項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。
(教示)
1 この処分に不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって不服申立てをすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、不服申立てをすることができなくなります。
2 この処分については、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3 この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

注 この処分書の文中空白の部分には、処分の取消しの申立てを受けるべき退職手当管理機関名を記載すること。

(A4)

裏

退職をした者の氏名			
採用年月日	年 月 日	勤 続 期 間	年 月
退職年月日	年 月 日		
退職時の所属名			
退職時の職名		退職時の給料月額	円 ( 職 級 号 給 )
公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由・懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足りる相当な理由			

( 思料される犯罪に係る罰条 : )

( 支払差止処分の取消し )

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、支払を差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の職員の退職手当に関する条例第5条の2第2項に規定する基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、同条例第13条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合（ただし、この処分を受けた者がその基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他この処分を取り消すことがこの処分の目的に明らかに反するとこの処分を行った者が認めるときは、この限りでない。）
- 4 この処分を行った者が、この処分の後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第26号（第29条関係）

表

第 号  
年 月 日

様

( 退職手当管理機関 )

印

退職手当支払差止処分書（条例第12条第3項該当）

職員の退職手当に関する条例第12条第3項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

( 教示 )

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって不服申立てをすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、不服申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、

に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

注 この処分書の文中空白の部分には、処分の取消しの申立てを受けるべき退職手当管理機関名を記載すること。

(A4)

裏

退職をした者の氏名			
採用年月日	年 月 日	勤 続 期 間	年 月
退職年月日	年 月 日		
退職時の所属名			
退職時の職名		退職時の給料月額	円 ( 職 級 号 給 )
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足りる相当な理由			
( 支払差止処分の取消し ) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、支払を差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者が職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定に基づく処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 この処分を行った者が、この処分の後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合			

様式第26号の次に次の3様式を加える。

様式第27号(第30条関係)

表

	第 号
	年 月 日
様	
	( 退職手当管理機関 ) 印
退職手当返納命令書	

職員の退職手当に関する条例（第14条第1項、第15条第1項）の規定に基づき、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

記

金 円

既に支払われた一般の退職手当等の額	円
職員の退職手当に関する条例（第14条第1項、第15条第1項）の規定により控除される失業者退職手当額	円

（教示）

- この処分に不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって不服申立てをすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、不服申立てをすることができなくなります。
- この処分については、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 不要の文字は、抹消すること。

（A4）

裏

退職をした者の氏名	
返納命令の理由	
職員の退職手当の支給等に関する規則第27条に規定する事情及びこの処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明	

様式第28号（第31条関係）

第 号
年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例第16条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

下記の退職をした者に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第16条第1項の規定により通知します。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額(下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

記

退職をした者の氏名	
退職手当の受給者の氏名	
既に支払われた一般の退職手当等の額	円
職員の退職手当に関する条例第16条第1項の規定により控除される失業者退職手当額	円
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由	

(A4)

様式第29号(第32条関係)

表

第 号
年 月 日
様
(退職手当管理機関)

退職手当相当額納付命令書

職員の退職手当に関する条例 第16条第1項  
第16条第2項  
第16条第3項  
第16条第4項  
第16条第5項 の規定に基づき、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職

手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

記

金 円

既に支払われた一般の退職手当等の額	円
職員の退職手当に関する条例 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第16条第1項 第16条第2項 第16条第3項 第16条第4項 第16条第5項</span> の規定 により控除される失業者退職手当額	円

(教示)

- この処分に不服がある場合には、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって不服申立てをすることができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、不服申立てをすることができなくなります。
- この処分については、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

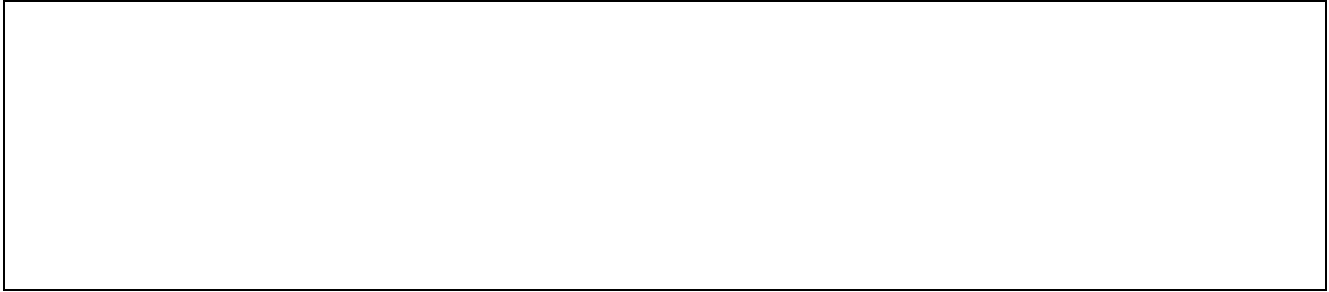
注 不要の文字は、抹消すること。

(A4)

裏

退職をした者の氏名	
退職手当の受給者の氏名	
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由・納付命令の理由	
職員の退職手当に関する条例第16条第6項に規定する事情及び職員の退職手当の支給等に関する規則第27条に規定する事情に関し勘案した内容についての説明	





注 不要の文字は、抹消すること。

( 職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正 )

第 2 条 職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則 ( 平成18年岩手県規則第97号 ) の一部を次のように改正する

。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 ( 平成18年岩手県条例第28号。以下「一部改正条例」という。 ) 附則第 2 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項に規定する規則で定める額は、一部改正条例による改正後の職員の退職手当に関する条例 ( 昭和28年岩手県条例第40号。以下「改正後の条例」という。 ) 第 5 条の 2 第 2 項第 2 号から第19号までに規定する在職期間において、改正後の条例第 2 条に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が一部改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。</p> <p>3 [ 略 ]</p>	<p>附 則</p> <p>1 [ 略 ]</p> <p>2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 ( 平成18年岩手県条例第28号。以下「一部改正条例」という。 ) 附則第 2 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項に規定する規則で定める額は、一部改正条例による改正後の職員の退職手当に関する条例 ( 昭和28年岩手県条例第40号。以下「改正後の条例」という。 ) 第 5 条の 2 第 2 項第 2 号から第19号までに規定する在職期間において、改正後の条例第 1 条の 2 に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が一部改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。</p> <p>3 [ 略 ]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。